

柏崎市補助金等適正化推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市が交付する補助金、負担金その他これらに準じる性格を持つもの（以下「補助金等」という。）の必要性、効果等について、市民等から意見を求め、施策に反映させることを目的として、柏崎市補助金等適正化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 個別事案の評価に関すること。
- (2) 補助金等の在り方の検討に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認める事項の協議に関すること。

(委員)

第3条 協議会は委員6人以内をもって組織し、その委員は市民又は学識経験者の中から市長が依頼する。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、財務部財政管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。